

公立病院改革プランの概要

団 体 名		庄原市					
プ ラ ン の 名 称		庄原市立西城市民病院経営改革プラン					
策 定 日		平成 20年 12月 18日					
対 象 期 間		平成 21年度 ～ 平成 30年度					
病 院 の 現 状	病 院 名	庄原市立西城市民病院					
	所 在 地	広島県庄原市西城町中野1339番地					
	病 床 数	54床					
	診 療 科 目	内科、外科、整形外科、婦人科、精神科、神経科、歯科、放射線科、リハビリテーション科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要)		中山間地域における将来に渡って安定した医療の提供と市民の健康を守り、安心して医療が受けられる体制整備をし、地域医療の確保を図ること。安全で室の高い医療と患者本位の満足のいく医療サービスの提供を目指し、医療・保健・福祉・介護との連携を図り、常に健康な生活を支え地域で安心して暮らせるよう支援していく。地域で唯一の病院として一般医療を提供し、保健・医療・福祉・介護による地域包括ケアシステムの中心的役割を果たしている。救急告示病院として地域の救急医療を担っている。					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要)		<ul style="list-style-type: none"> ・病院の建設改良に要する経費 ・企業債償還元利に要する経費 ・へき地医療の確保に要する経費 ・救急医療の確保に要する経費 ・高度医療に要する経費 ・保健衛生行政事務に要する経費 ・不採算地区病院の運営に要する経費 ・医師及び看護師等の研究研修に要する経費 ・病院事業の経営研修に要する経費 ・保健、医療、福祉の協働研修等に要する経費 ・病院事業会計に係る共催追加費用の負担に要する経費 ・経営健全化対策に要する経費 ・地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 ・地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費 					
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	97.4%	96.1%	99.0%	99.3%	100.9%	
	職員給与費比率	56.7%	57.2%	55.2%	55.4%	54.7%	
	病床利用率	76.9%	88.6%	89.0%	89.0%	89.1%	
	医業収支比率	92.6%	91.8%	95.1%	95.3%	96.8%	
上記目標数値設定の考え方		給与構造改革による人件費比率の削減、看護配置基準の1ランク上位の取得による収入増加、健診の拡大、材料費・経費の削減、職員の意識改革を図る。(経常黒字化の目標年度：23年度)					

				団体名 (病院名)	庄原市(西城市民病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考	
	救急患者数	1,796	1,800	1,830	1,850	1,870	
数値目標達成に向けての 具体的な取組及び実施時期 に 係る計画	民間的経営手法の導入	・経営感覚に富んだ人材の登用(外部からの登用を含む) ・給食業務、ボイラー業務、清掃洗濯業務は民間委託を実施					
	事業規模・形態の見直し	西城市民病院は平成20年4月1日に精神神経科病床の廃止、医療療養病床を介護老人保健施設へ転換し、144床から54床へ縮小しているため、今回のプランではこの規模を継続する。平成21年4月を目とに地方公営企業法の全部適用に移行予定					
	経費削減・抑制対策	・人件費の適正化策(医療職給与構造改革の実施)、福祉職給料表の導入 ・既存の業務委託契約の見直し					
	収入増加・確保対策	・平成20年4月からデイサービス提供時間の拡大(6時間未満から6時間以上に変更、約400万円の収支改善) ・健診機能の拡大。看護師確保を図り看護配置基準の1ランク上位を取得し、働きやすさと収入増を図る。・看護師確保対策は、随時募集をかける。院内保育所の設置等による働きやすい環境づくり。奨学金制度の充実を図る。					
	その他						
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の 特記事項	病床利用率の状況	17年度	80.1%	18年度	85.7%	19年度	76.9%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	一般54床、療養40床、精神50床、計144床を平成20年4月から一般54床、介護老健施設50人に病床数の見直しを図った。					

団体名 (病院名)	庄原市(西城市民病院)
--------------	-------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	平成19年3月現在の備北二次医療圏内における病床数は、基準病床数1,356床に対し、既存病床数が1,711床で病床過剰地域となっている。公立病院は西城市民病院と三次中央病院の2施設であり、庄原赤十字病院が公的病院として存在している。
	都道府県医療計画等における今後の方向性	備北二次医療圏は、面積があまりにも広大なうえ人口が少ないという点で均質でない。産科・小児科等の診療科不足で病院まで1時間以上かかる地域もあり、人口だけでなく、エリアを考慮した方向性を考える必要がある。
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期>平成20年10月 <内容>庄原赤十字病院との連携による公設民営案が出たが、庄原赤十字病院にその方針を所持していないことが確認された。このため、現状と同様に急性期医療と慢性期医療の棲み分けによる機能分担や地域連携の充実と遠隔医療等による医療連携の強化に努める。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に☑を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期>平成21年4月1日 <内容>西城市民病院経営改革検討委員会と経営改革検討本部で検討協議した結果、地方公営企業法の全部適用へ移行することにした。
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	西城市民病院経営改革プラン評価委員会を組織し、毎年度必要に応じて開催する。改革プランの進捗及び達成状況の公表については、概要を「広報しょうばら」、詳細を病院のホームページで行う。
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	毎年5月頃
その他特記事項		

(別紙)

団体名
(病院名)

庄原市(西城市民病院)

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	1424	1368	1262	1292	1288	1312
	(1) 料 金 収 入	1248	1194	874	874	867	891
	(2) そ の 他	176	174	388	418	421	421
	うち他会計負担金	33	33	41	41	41	41
	2. 医 業 外 収 益	123	119	101	97	97	97
	(1) 他会計負担金・補助金	100	101	85	80	80	80
	(2) 国 (県) 補 助 金	3	3	3	3	3	3
	(3) そ の 他	20	15	13	14	14	14
	経 常 収 益 (A)	1547	1487	1363	1389	1385	1409
	入	1. 医 業 費 用 b	1551	1477	1374	1359	1351
(1) 職 員 給 与 費 c		821	775	722	713	713	718
(2) 材 料 費		344	347	311	308	305	302
(3) 経 費		333	303	287	284	281	278
(4) 減 価 償 却 費		50	47	51	51	49	54
(5) そ の 他		3	5	3	3	3	3
2. 医 業 外 費 用		53	49	44	44	44	42
(1) 支 払 利 息		19	18	17	17	17	16
(2) そ の 他		34	31	27	27	27	26
経 常 費 用 (B)		1604	1526	1418	1403	1395	1397
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	-57	-39	-55	-14	-10	12	
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)						
	2. 特 別 損 失 (E)						
	特別損益 (D)-(E) (F)						
純 損 益 (C)+(F)	-57	-39	-55	-14	-10	12	
累 積 欠 損 金 (G)	794	833	888	902	912	900	
不良債務	流 動 資 産 (ア)	231	225	204	204	204	204
	流 動 負 債 (イ)	168	167	159	144	109	69
	うち一時借入金	100	95	100	85	50	10
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)						
差引 不良債務 (オ)							
単年度資金不足額(※)							
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	96.4	97.4	96.1	99.0	99.3	100.9	
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	0	0	0	0	0	0	
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	91.8	92.6	91.8	95.1	95.3	96.8	
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	57.7	56.7	57.2	55.2	55.4	54.7	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)							
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$							
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率							
病 床 利 用 率	85.7	76.9	88.6	89.0	89.0	89.1	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=(「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=(「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	庄原市(西城市民病院)
--------------	-------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企 業 債	10	51	13	12	40	12
	2. 他 会 計 出 資 金	27	26	28	29	29	29
	3. 他 会 計 負 担 金						
	4. 他 会 計 借 入 金						
	5. 他 会 計 補 助 金						
	6. 国 (県) 補 助 金		6	3	3	25	3
	7. そ の 他						
	収 入 計 (a)	37	83	44	44	94	44
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a)-{(b)+(c)} (A)	37	83	44	44	94	44	
支 出	1. 建 設 改 良 費	17	60	19	20	75	20
	2. 企 業 債 償 還 金	40	43	46	48	49	50
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金						
	4. そ の 他						
	支 出 計 (B)	57	103	65	68	124	70
差 引 不 足 額 (B)-(A) (C)	20	20	21	24	30	26	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	20	20	21	24	30	26
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
	3. 繰 越 工 事 資 金						
	4. そ の 他						
計 (D)	20	20	21	24	30	26	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実質財源不足額 (E)-(F)							

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 益 的 収 支	(4) 133	(9) 133	(6) 128	(1) 121	(1) 121	(1) 121
資 本 的 収 支	() 27	() 26	() 28	() 29	() 29	() 29
合 計	(4) 160	(9) 159	(6) 156	(1) 150	(1) 150	(1) 150

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。